

# 保育者養成教育における「子育て支援」に関する教育内容について

林 陽 子

**要　旨** 昨今の子育てを巡る情勢をみると、保育者養成教育においても、子育て・家庭支援を取り扱わざるを得ない。本学教員の意識と実態について、シラバス及びアンケート調査で探ったところ、約46%の科目でそれらを扱っていること、うち約31%の科目で内容全体の5割以上を占めていることが明らかになった。又、子育て支援への要望はますます高まるが、短大のカリキュラムの中で今以上の拡充は不可能とする意見が多い。子育て支援のありかたは、期待される社会のあり方に左右される。今後の子育て支援の拡充策及びそれを担う保育者養成教育には困難な課題が多い。

## 1. はじめに

2002年5月、一向に歯止めがかからない出生率の低下傾向を食い止めるべく、小泉純一郎首相は、厚生労働大臣に対して、新たな対策をたてるよう指示した。これを受け、9月20日厚生労働省より「少子化対策プラスワン」と称するアイデアが公表された。

しかしながら、このアイデアが果たして少子化を食い止めるプランになり得るかどうかは、楽観視できない。なぜなら、ここ10年余の少子化対策を目指した施策が、少子化を食い止めるという目標に限って言えば、その目標を達成したとは言いがたく、このことは、少子化傾向の要因が極めて複雑で多様なために、その対策が所期の期待される成果をあげることが非常に困難であることを意味しているからである。今回の「少子化対策プラスワン」が従来の育児と労働との両立をいっそう図ろうとしたものであることは、「・男性の育児休業取得率10%　・女性の育児休業取得率80%　・子どもの看護のための休暇制度の普及率25%　・小学校就学の始期までの勤務時間短縮等の措置の普及率25%」のような育児休業や看護休暇等に関わって数値目標が示されたことからも読み取れる。並々ならぬ決意の表明でもある。ここでは、当然のことながら、保育所や幼稚園に対しても子育てを支援すべくいっそうの期待がかけられている。

また、2001年の児童福祉法の改正により、保育士

の職務として従来の「児童の保育に従事する」という業に「児童の保護者に対する保育に関する指導を行うことを業とする」ことが加えられた。(第18条の4)このことは必然的に保育士養成の場において、保護者指導を視野に入れた保育士の養成が目指されることをより明確にしたものと言えよう。

もちろん、それ以前にも「保育所保育指針」に明記されたように、子育て支援を支える保育士への期待は高かったが、児童福祉法の中に明確に規定されたことの意味は大きいであろう。

一方、「『社会の宝』として子どもを育てよう！」(今後の家庭教育支援の充実についての懇談会 2002年7月)では、幼稚園がこれまで以上に地域の「親と子の育ちの場」となり、子育て支援活動が拡充されることが期待されている。幼稚園においても保育所と同様、これまでにも園庭や空き保育室の開放、サークル育成や子育て相談事業などへの協力や援助が求められてきていたが、今後はさらにこのような要望が加速するものと思われる。

それでは、実際に今日の保育者養成校の教員は、各自の教育において「子育て支援」「家庭支援」あるいは「保護者指導」をどのように意識し、どのような教育内容をどの程度実践しているのであろうか。

本研究は、保育者に向けられた社会の大きなまた重い期待に対して、決して無関係ではありません。養成現場での実情がどのようなものであるのかを探り、今後の保育者養成教育の充実を進めていく手が

かりを得ることを目的として進めたものである。

## 2. 子育てと保育をめぐる一連の動きと子育て支援事業

一般に「子育て支援」と呼ばれる支援策は、主に職業をもつ子育て中の女性及び共働き夫婦に対する支援策と、家事育児を専業で担っている既婚女性とその夫とで構成される家庭への支援策とに分けることができる。従来は、どちらかと言えば前者への支援が重点であった。しかし、「少子化対策プラスワン」で「本年（2002年一林）1月に発表された『日本の将来推計人口』によれば、従来、少子化の主たる要因であった晩婚化に加え、『夫婦の出生力そのものの低下』という新しい現象が見られ、現状のままでは、少子化は一層進展すると予測される。」と指摘されているように、表1に見るような少子化傾向は、必ずしも育児と労働との両立困難だけが要因なのではなく、大日向雅美氏が指摘するようないわゆる専業主婦の「産み控え」（朝日新聞2002年9月10日朝刊）も要因になりつつあるのであろう。そのため、今後は後者への支援も重視される方向にあると言える。

表1 合計特殊出生率の推移

1980年	90年	95年	97年	99年	2000年	01年
1.75	1.54	1.42	1.39	1.34	1.36	1.33

ところで、有職の子育て中の女性及び共働き夫婦への支援策は、保育所保育メニューの拡充を筆頭に、多様なニーズに応えて子どもを預かる施策であると言ってよい。2001年に予算措置された「待機児童ゼロ作戦」はそのひとつである。一方、社会情勢の急激な変化は、職業をもつ子育て中の親にも家事育児専業の母親にも深刻な影響を与え「育児不安」「育児下手」をクローズアップさせたが、この傾向は、随所で指摘されるように、家事育児専業の母親により強く現れており、そのような母親への支援策は、子育て不安や育児の閉塞感、孤立感を緩和する施策が中心となっている。「地域子育て支援センター」の拡充はその一環であろう。

以下に、最近10年ほどの少子化対策を列挙してみる。（注1）

1991年 健やかに子どもを生み育てる環境に関する  
関係省庁連絡会議

「健やかに子どもを産み育てる環境づくりについて」

1993年 厚生省

『厚生白書 平成5年版 一特集・未来をひらく子どもたちのために— 子育ての社会的支援を考える』

1994年 文部省・厚生省・労働省・建設省

「今後の子育て支援のための施策の基本方向について」（エンゼルプラン）

厚生省「緊急保育対策等5カ年事業」

1996年 厚生省中央児童福祉審議会基本問題部会  
「少子社会にふさわしい保育システムについて」

1998年 厚生省

『厚生白書 平成10年版 一特集・少子社会を考える 一子どもを産み育てることに「夢」を持てる社会を』

1999年 大蔵・文部・厚生・労働・建設・自治6大臣合意

「重点的に推進すべき少子化対策の具体的実施計画について」（新エンゼルプラン）

2001年 男女共同参画会議 仕事と子育ての両立支援に関する専門調査会

「仕事と子育ての両立支援について」

2002年 今後の家庭教育支援の充実についての懇談会

「『社会の宝』として子どもを育てよう！」

2002年 厚生労働省

「少子化対策プラスワン 一少子化対策の一層の充実に関する提案一」

上記のように、子育て支援事業は、子育てと労働の両立支援と育児専業親対応策の二面性を持ちながらも、ある時期までは両立支援に重点をおく方向で量的にも内容的にも拡大充実されていったが、最近になって広範な親支援の施策へと広がってきていく。このことは、厚生労働省が2003年の通常国会に提出を予定している「次世代育成支援対策（少子化対策）推進法案」（仮称）にも見られる。この法案は、官公庁や市町村、従業員300人以上の企業に育児休業の取得促進などを盛り込んだ「行動計画」策定を義務付けようとするものである。出産から育児まで社会全体の取り組みを規定する初の法案となる、との見方がされている。「行動計画」の項目は、育児休業に対する取り組み、職場での保育サービスの充実などを想定している、とされる。

この動きの中で、先に述べたように児童福祉法が

改正され、保育士養成カリキュラムが改訂されたのである。保育士養成カリキュラムにおいては、家族援助を直接扱う科目として『家族援助論』が必修の科目として設定された。

### 3. 本学教員の子育て支援関連内容の扱い —シラバスに見る「子育て支援」

本学幼稚教育学科において、子育て支援や家庭支援がどの程度意識されているかを探るため、まず、2002年度のシラバスを検討してみた。その結果、常勤教員及び非常勤・兼任講師合計75人のうち12人延べ17科目（同一の科目を複数の教員が担当する場合は重複してカウント）において「子育て支援」あるいは「家庭支援」の文言が見られた。

シラバス作成の段階では16%の教員が、シラバスに記載する程度の重要性の認識を持っていたことが分かる。

### 4. アンケート調査に見る「子育て支援」

次に実際に授業において「子育て支援」をどの程度またどのように扱っているかを知るために、アンケート調査を実施した。

#### (1) 調査の概要

① 調査の対象 本学幼稚教育学科の科目を担当している教員75人（非常勤講師・兼任講師を含む）

② 調査時期 2002年5～6月

③ 調査方法 アンケート用紙を配布し、手渡しで回収した。

④ 回収数及び回収率 65人 回収率86.7%

また、一人の教員が複数科目を担当することもあるため、回答は79科目について得られている。

#### (2) 調査の結果

##### ① 「子育て支援」をどの程度扱っているか

表2に見られるように、かなり扱っている科目とある程度扱っている科目とを併せて45.6%であった。シラバスに見られた扱いとはやや違いが見られる。これは、シラバスではスペースが限られているため、子育て支援の扱いが他の内容と比べて少ない

場合は記述しなかったのか、シラバス作成段階ではあまり意識されなかったのか不明であるが、可能性としては、保育をめぐる問題や話題が頻繁に聞かれるようになり、実際の授業では扱わざるを得なくなったという見方ができるのではないだろうか。

表2

かなり扱っている	9科目 (11.4%)
ある程度扱っている	27科目 (34.2%)
ほとんど扱っていない	42科目 (53.2%)
無回答	1科目 (1.3%)
合計	79科目

また、ほとんど扱っていない科目は、一般教育科目、外国語、情報系科目、基礎技能等に多いことが明らかになった。

さらに、「授業全体を10とすると「子育て支援」に関する内容はどれくらいであるか」尋ねたところ、「10～5」とした科目が11科目、「2～4」とした科目が16科目であった。

##### ② 「子育て支援」として扱っている内容

授業で「子育て支援」を扱っていると回答した教員にその内容を自由記述で尋ねたところ、表3のよ

表3

テーマ	内 容
子育ての社会的支援の制度・理念・具体的なシステムに関する内容	新エンゼルプラン 保育サービス 保育制度改革 保育所の役割 行政の対策・施策 子育てネットワーク など
かかわりの方法・技法	相談・助言の方法 ケースワークの面接法 母子へのかかわり方 など
社会学的アプローチを含む家庭や親子の理解	親子関係・家族の状況の理解 多様な子育て観 虐待・少子化・子殺しなど子どもを取り巻く社会・自然・家庭環境の変化や地域の疎外状況の理解 など
直接的な子どもへのかかわり方と内容	日常の育児行動 子どもへのかかわり方 読み聞かせの教育的意義 親子のスキンシップ体操 など

テーマ	内 容
地域や保育所以外の機関での支援	地域の療育活動 障害をもつ子どもの母親の支援 幼稚園の子育て支援サービスなど
保護者指導	家庭教育 母親指導 両親との連携など
子どもを視点に	子どもの側に立った「育てられ方」「支援のされ方」など

うな回答を得た。

一口に「子育て支援」と言っても、制度論、方法論、社会学的アプローチなど、内容は様々で、視点もほとんどは親への支援であるのは当然のことであるが、子どもを視点に据えることを明記している教員もある。多様な教員の多様な取り上げ方があることが分かる。これらの内容から言えることは、今日要求されている子育て支援を担うことのできる保育者養成を目指して、教授する側も熱意をもって、あるいは使命感をもって取り組んでいるということである。また、実際は表3と同様の内容を扱っていても「子育て支援」関連の内容であるとは意識していない教員もあるであろうことを考えると、いっそう多様な授業展開がなされていることが予想される。

## ② 学生の反応

教授する側の思いは明らかになったが、受講する側の学生の反応はどうであろうか。今回の調査では学生に対する質問はしていないので、実際の学生の受け止め方は不明である。しかし、「子育て支援」関連の授業内容に対して学生の理解や反応について教授者はどのように感じているか、自由記述で尋ねているので考察してみたい。

この質問に関しては、29科目（29人）において回答を得た。このうち7科目においては「興味を持って聞く」「関心はある」と評されている。しかし、「虐待などの事例には興味をもつものの、意欲的に学ぶとは言いがたい」や「理解はするが、意欲的な反応ではない」と評する教員も多く「意図したように子育て支援として理解しているかどうかは不明」など、実際には十分な理解に至っていないかったり、興味がない学生も多いようである。

このような事態を招く要因としては、科目配当上

の問題もある。入学して間もない学生であれば、まだ幼稚園や保育所の保育についても学習が浅く、ましてや保護者や子育てのイメージも十分持つには至っていない。子育て感や育児不安など親のおかれている状況などを実感をもって理解することは不可能に近いことは容易に予想される。また、「ニュースなどに興味がないのでは？」との指摘のように、「子育て支援」に限らず社会におきている事象についての把握がなされていないこともあるであろう。

いずれにしても、教授する側の思いと学生との間に乖離ないしはすれ違いがあることを教員自身が感じていることが明らかになった。

## ③ 今後の授業でさらに「子育て支援」関連の内容の充実を図りたいか

現在、「子育て支援」に関する内容を取り上げている科目のうち、さらに充実したい、と回答した科目は20科目であった。充実したい理由を尋ねたところ、「今後ますます重要な分野になることが予想されるから」「専門職を目指すものとして真の理解に繋げていくため」「児童福祉施設への新しいニーズがあるので」などがあげられた。しかし、時間的な制限や、教えるべき内容の多さなどを理由に、今と同程度しか扱えない、とする意見や他の内容とのバランス上今までよい、とする意見が目立った。

## ④ 「子育て支援」に関する今後の見とおし

自身の授業で取り扱っているか否か、またどの程度扱っているか、にかかわりなく「今後、社会において子育て支援がますます必要になる」と予測する教員は約85%にのぼる。その理由についてまでは尋ねていないが、一連の支援策の報道や、子育てが困難になってきている現状に接したことだと思われる。

しかしながら、先にも述べた通り、今後充実を図りたいとする教員はあまり多くなく、現状の養成教育の枠組みのなかでは限界があると感じられているようである。アンケートの随所に、短大という養成期間の問題、小人数教育の実施の難しさ、年齢に起因する体験の無さ、現代の学生特有の社会的視野の狭さなどがあげられていることから、これらが充実を疎外する要因の一部であると考えられる。社会の流れに沿った養成教育の困難さが浮かんでくる。

今後は、「保育者養成教育から子育て支援講座を独立させて専門家を養成することが望ましい」とする意見や「コース別に養成する」という意見も参考

になるし、また現職教育で充実させることも可能であろう。

「子育て支援」をになう人材養成は急務であるに違いないので、養成校のみに限定せず、幅広い可能性を追及することが望まれるのではないだろうか。

## 5. 子育て支援を担う保育士の専門性と期待される資質

以上、本学幼児教育学科の授業を担当している教員に対するアンケート調査の結果及びシラバスを考察したが、「子育て支援」を担う人材として、どのような資質や能力が必要であるかについては、今回の調査では尋ねていない。また、養成校の課題についても考察していない。そこで、若干の先行研究からこれらの課題に迫ってみたい。

まず、実際に地域子育て支援センターの職員として業務に携わっている立場からの提言である。

箕面市地域子育て支援センターに勤務する橋本真紀氏は、実践を通じて以下のように支援センター職員の専門性を提言している。(注2)

氏は「地域子育て支援センターが保育所とは異なる機能を有すると捉えると、その職員にも保育士の知識や技術、経験とは異なる専門性が求められるのは当然のことである。(中略) 職員に必要とされる『技術』を提示しておきたい。」として、以下の3点をあげている。

### (1) コーディネイト力

「いわゆる『つなげる力』である。」「地域子育て支援センターは『遊びに行く』ことを目的とした」場所であり「多様な問題、虐待や発達の遅れ、親自身の病気などの発見機関としての役割を果たしやすい。」そのため「多様な相談内容に対応するためには、適切な専門機関に上手くつなぐことができるか、他機関との協力体制がとれるかが重要となる。そこでは他機関の機能と役割に関する知識と適切な判断力が要求される。」「地域の多様な資源を環境にとり込むこと、子育て中の親と地域の資源を『つなげる』技術（コーディネート力）が必要とされる。

### (2) 引き出す力

「職員が持つ情報や技術を保護者が受け入れ実践できるように『伝える力』が求められる。」「在宅養育家庭のニーズを行政や他の機関に伝達する上でも必要な技術といえる。」「場面に応じてコミュニケーションスタイルを適応させる力が要求される。」

### (3) 引き出す力

「市民の力をどう掘り起こし、どう活かすか、(中略) 换言すれば、支援される側よりも必要とされる人でありたいという利用者的心情をいかに汲み取るかということになる。」

そして、(1) (2) (3) を総合的に有する専門性の一つとして、「子育て支援を軸とするコミュニティワーク」なる資質を提言している。

このような資質は、現状の養成校では直接的に学び得るのかどうかかなり疑問にも思われるが、その基本的な力は、実習と他教科との連携をさらに図ることで、またクラブ活動や行事の企画、企画の実践と学習との連携、ボランティア活動と学習との連携など、養成校時代の経験を有機的に構造化することで、ある程度実現が可能であるようと思われる。

次に、愛知県・岐阜県研究グループが行った調査研究を見てみたい。(注3)

この調査研究は、愛知県と岐阜県の地域子育て支援センターを訪問調査し、その事業展開の実際と課題、及び支援センターの職員としての専門性と養成校の役割等について考察したものである。それによると、養成校の課題として以下のようにまとめられている。

(1) 様々な形態をとつて行われている子育て支援の実態を学ぶこと、および支援が必要となった社会的変化、家族の生活状況やこれまでの親としての育ちなど、家族のバックグラウンドなどについて、実践的・理論的に学ぶこと

(2) 多様なパーソナリティの親をまず受け入れる力、親の悩みや思いを受容できる力、相手の立場にたつて話を聞く力、大人同士の関係をつくり調整できる力などを養い、カウンセリングマインドを豊かにすること。

(3) 保育所だけでなく、子育てをめぐる様々な専門職およびその専門性を知ること、さらにそれらの人々と子どもを中心とした連携を作りあげながら協力して子育て支援をしていく力、ソーシャルワークの力を養うこと。

上記の課題は、子育て支援を担当する職員の専門性を基盤としている、と理解することが妥当である。ここで述べられている専門性のいくつかは、先の橋本氏の主張とも相通じている。今後は、これら、実践現場での提言にも学びながら、養成校における「子育て支援」関連の教育内容を考察していかなければならぬであろう。

## 6. 今後の課題

「保育士養成資料集」(1999)に明記された「保育士としての専門的知識・技術に加えて、今後は、親の養育機能の支援、親子関係の調整や育児相談事業に携わることのできる能力及び地域活動のコーディネーター的機能を果たすことのできる能力等の養成を可能にするカリキュラムが要請されてくる」という先駆的な指摘に象徴されるように、これから保育士養成教育には「子育て支援」関連の科目や教育内容が必須のこととなっていくことは間違いないことであろう。

今回のアンケートの回答の中には、本来の保育士養成教育をいっそう充実させることが結果として子育て支援の可能な保育士を養成することになる、という主張も見られ、これは一面の真理である。しかし、社会情勢の大きな変動を見ると養成教育においては「子育て支援」はひとつの柱になっていくと思われる。

今後は、保育士に要求される専門性との同質性と特異性とを整理して、養成校で担う教育の内容とその構造を追及していくと同時に、養成校に進学してくる主に青年期の学生達の育ちを視野に入れた方法論にも目を向けなければならないと思う。

それにしても、日本における少子化傾向は、他の先進国と呼ばれる国々がたどった道とは異なる道をたどっているような気がする。すなわち、少子化対策として執られた施策は、女性の子育てと労働が両立できるための支援であり、不安や孤立感にさいなまれる専業主婦と称される女性のためのケアが多い。そして、投入される予算と現場で費やすエネルギーは膨大なものがある。にもかかわらず、事態の急速な好転が望みにくい様相を呈している。この原因はどこにあるのだろうか。

先日、『家族と言う神話 一アメリカン・ファミリーの夢と現実』(岡村ひとみ訳 筑摩書房 1998)の著者ステファニー・クーンツ氏の講演を聴く機会を得た。そこでは、日本でもアメリカにおいても世間での話としてよく言われるような「伝統的な家族に戻れば現代の家族の問題が解決する」とか「家庭が崩壊したから非行などの青少年の問題が起きる」のではない、ということが理論的に実証された。「非行は家族が変化したからおこるのではなく、社会の動きや人々の価値観が変わらなかつたから起きたのだ」という論理展開は印象的であった。今起き

ている家庭や家族の問題の根深い要因は、貧困であり、差別であり、社会的不平等であり、従属せられる存在、というのである。

もし、これが真実であるのなら、日本における今日のような子育て支援のあり方はどのような意味を持ち得るのだろうか。わが国が採ってきた施策としての子育て支援策は、最も基本的な個人としての女性の経済的自立をはじめ様々な自立を中途半端にし、家族単位の年金制度や配偶者控除の矛盾点、さらには、社会的性役割の存続を前提とした多くの仕組みを残したままに進められてきた結果、十分な成果をあげ得ずに今日に至っているという側面があるのであろうか。

家族は崩壊しているのではなく、新しいあり方に向かって変化している、そしてその変化に対応する方法が未だ十分でないところに要因があるのだ、と捉えるのであれば、そのような家族の現実にふさわしい「子育て支援」のあり方と、それを担う保育士養成の教育を模索していくなくてはなるまい。今後に残された課題は果てしなく困難であるが、親と子の視座に立った、そして親も子も自立した存在として尊重されることを目指したアプローチを試みていきたいと思う。

最後になりましたが、アンケート調査にご協力いただきました先生方に心よりお礼申し上げます。

なお、本研究の一端は、2002年9月に開催されました「全国保育士養成セミナー 分科会『子育て支援と保育士養成』」において、提案致しました。

(注1) 垣内国光・櫻谷真理子 編著「子育て支援の現在」 ミネルヴァ書房 2002年 P52を中心に加筆した。

(注2) 橋本真紀 「地域子育て支援センター職員の専門性に関する一考察 一従来型の地域子育て支援センターにおける実践から一」 日本保育学会第54回大会発表 (2001年)

(注3) 全国保育士養成協議会「保育士養成研究第17号」(2000年)『愛知県・岐阜県における地域子育て支援センター事業の実態について』